

「氏 名」を「氏 名」に改め、同（その七）
職員との続柄」を「死亡職員との続柄」に改め、同（その八）中
の〔注意事項〕の7を削り、同様式の（その八）中
「.....」を「.....」に改め、同（その八）の〔注意事項〕の5
を削り、同様式の（その九）中

「氏 名」を「氏 名」に改め、同（その九）
職員との続柄」を「死亡職員との続柄」に改め、同（その九）
又は関係」を「続柄又は関係」に改め、同（その九）
の〔注意事項〕の6を削り、同様式の（その十）中

「氏 名」を「氏 名」に改め、同（その十）
職員との続柄」を「死亡職員との続柄」に改め、同（その十）
又は関係」を「続柄又は関係」に改め、同（その十）
の〔注意事項〕の3を削り、同様式の（その十一）中

「氏 名」を「氏 名」に改め、同（その十一）
死亡した受給」を「死亡した受給」に改め、同（その十一）
権者との続柄」を「権者との続柄」に改め、同（その十一）
の〔注意事項〕の4を削る。

第四号様式中「.....」を「.....」に改め、同様式の〔注意事項〕
を次のように改める。

〔注意事項〕
「5 療養を受けようとする指定医療機関等」の欄には、請求者が療養を受け
ようとする指定医療機関等の住所及び名称を記載し、現在療養を受けている指定
医療機関等を変更しようとする場合には、変更前及び変更後の指定医療機関等の
住所及び名称を記載すること。

第五号様式の一号紙中

請求者の住所
氏 名

を

請求者の住所
氏 名

「の氏名

.....」を「の氏名

「.....」を「.....」に改め、同一号
紙の〔注意事項〕の7を削り、同様式の二号紙から四号紙までの規定中「氏名
.....」を「氏名」に改める。

第七号様式中「.....」を「.....」に改め、同様式の〔注意
事項〕の5を削る。

第八号様式中「氏 名」を「氏 名」に改め、同様式の〔注意
事項〕の5を削る。

第九号様式の（その一）の表中「.....」を「.....」に改め、同
（その一）の表中「医師氏名」を「医師氏名」に改め、同
（その一）の表中「.....」を「.....」に改め、同（その二）の表中
「.....」を「.....」に改め、同（その二）の表中「医師氏
名」を「医師氏名」に改め、同裏の〔注意事項〕の5
を削る。

第十号様式中「氏 名」を「氏 名」に改め、
同様式の〔注意事項〕の3を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十二号

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則（平成十七年八月青森県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「（法人にあっては、名称及）[㊦]や」（法人にあっては、名称及）に改め、
（び代表者の氏名）[㊦]や」（び代表者の氏名）に改め、

同様式の注中3を削り、4を3とする。
第二号様式中

「（法人にあっては、名称及）[㊦]や」（法人にあっては、名称及）に改め、
（び代表者の氏名）[㊦]や」（び代表者の氏名）に改め、

同様式の注中3を削り、4を3とする。
第四号様式及び第五号様式中

「（法人にあっては、名称及）[㊦]や」（法人にあっては、名称及）に改め、
（び代表者の氏名）[㊦]や」（び代表者の氏名）に改め、

「注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」を

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改め、

「注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改め、

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十三号

青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成十五年

七月青森県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二号様式」を「氏名等変更届（第二号様式）」に改める。

第一号様式中

「（法人にあっては、名称及）[㊦]や」（法人にあっては、名称及）に改め、
（び代表者の氏名）[㊦]や」（び代表者の氏名）に改め、

同様式の注中2を削り、3を2とする。

第三号様式中

「（法人にあっては、名称及）[㊦]や」（法人にあっては、名称及）に改め、
（び代表者の氏名）[㊦]や」（び代表者の氏名）に改め、

同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令第十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の施行規程（昭和二十七年十月青森県訓令甲第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の1及び2中「受領印」を「受領者記名」及び「精算確認印」を「精算確認者記名」に改め、同表の3中「定付け港」を「定係港」、「根拠港」を「根拠港」に改め、「精算確認印」を「精算確認者記名」に改める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百八十三号

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に関する事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱（平成二十二年二月青森県告示第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」を「」に改め、同様式の注中2を削り、3を2とする。

第二号様式中「㉔」を「」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様の注とする。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

青森県告示第五百八十四号

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱（平成二十九年一月青森県告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三第三項中「第十二条の第五第四項」を「第十二条の第五第五項」に改める。

別記様式の（表面）中「㉔」を「㉕」に改める。

「㉔」を「㉕」に改める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

青森県告示第五百八十五号

令和三年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、紳士服製造、プラスチック成形

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製

造作業)、プリプレス(DTP作業)、プラスチック成形(射出成形作業(実技試験のみ実施))、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

3 単一等級

製麺(機械生麺製造作業)

4 三級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

二 実施期日

1 実技試験

令和三年十二月三日(金)から令和四年二月十三日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 令和四年一月二十三日(日)に実施する職種

1 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工

(2) 三級

電気機器組立て、配管

(二) 令和四年一月三十日(日)に実施する職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立

て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、紳士服製造、プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図

(3) 単一等級

製麺

(4) 三級

冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図

(三) 令和四年二月六日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

半導体製品製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ

(2) 三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、電気製図、広告美術仕上げ

三 実施場所

1 実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する場所において行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

令和三年十月四日(月)から同月十五日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会が配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話〇一七―七三

〇一七―七三―四一九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七―七三八―五五六一)に問い合わせること。

青森県告示第五百八十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和三年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 〜蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 〜笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林	〃	〃	〃
四三五・〇八	五七七・五四	一一六・七六	八七八・三一	一、〇九二・〇九	八二三・三三	一、〇一二・一二	四八七・八四	五六七・三七	九四九・二三	四八二・四一	一、三七六・七五	〃	〃	〃

つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 〜蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 〜笹内川	新井田川	馬淵川下流
飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃
一・六四	〇・八六	七四・七一	八一・〇五	〇・六二	一〇一・一四	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一三・九一	七七・八四	四一・八六	一〇・七〇	二六九・三〇	一五六・七六	一五二・八〇	八二八・一一

弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・八八	二・八四	三・七〇	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二二・三八	九・七二	五・四四	〇・三〇	〇・二〇	一六・〇〇	五・七八

上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇五・九八	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇〇	〇・五〇	四・一〇	一三・七八

上北郡六ヶ所村	〃	四八・二八
上北郡東北町	〃	〇・三六
上北郡七戸町	〃	二・九六
十和田市	〃	一・五二
三沢市	〃	三・二四
八戸市	〃	一・〇〇
三戸郡階上町	〃	三・七一
三戸郡三戸町	〃	九・三二
三戸郡南部町	〃	八・六二
津軽地区	保健保安林	一五九・一四
南部地区	〃	八八・七七

公 告

砂利採取業務主任者試験の施行

令和三年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和三年十一月十二日（金） 午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 四階 会議室「十和田」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

令和三年九月二十七日（月）から同年十月八日（金）まで（郵送の場合は、日付けの消印のあるものまでを有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一
青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書に貼り付けて納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十四円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に郵送すること。

出願者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円